

# ミッション・ボードと排日移民法

戸田 徹子

山梨県立女子短期大学 国際教養科

## *The Mission Board of the Philadelphia Yearly Meeting and the Immigration Act of 1924*

Tetsuko TODA

Department of International Studies, Yamanashi Women's Junior College

**Keywords:** Quakers/Friends (クエーカー/フレンド), Philadelphia Yearly Meeting (フィラデルフィア年会), Mission Board (ミッション・ボード), the Immigration Act of 1924 (排日移民法), Japan-US relations (日米関係)

## 目 次

はじめに

- 1 Pre-Construction
- 2 ミッション・ボードの動向
- 3 宣教師の反応  
おわりに

## はじめに

日本フレンド伝道は1886年にフィラデルフィア・フレンド婦人外国伝道協会によって始められた。この婦人外国伝道協会は主に財政的な理由から1899年には男性会員の入会を認め、フィラデルフィア・フレンド外国伝道協会となった。この2つの組織はいずれもフィラデルフィア年会（年会とはフレンドの教会組織の最高決議機関で、フィラデルフィア年会はペンシルベニア州とニュージャージー州を管轄する。）の公式な委員会ではなく、あくまで有志たちの活動として日本伝道を推進していた。しかし、外国伝道協会からの要請により、1923年、フィラデルフィア年会はミッション・ボードを設け、外国伝道協会の日本伝道事業を接収した。<sup>1)</sup> 1923年は関東大震災の年であり、1924年にはアメリカ合衆国で排日移民法が成立した。フィラデルフィア年会ミッション・ボード

はまさに多難なスタートをきったのだった。ここでは日本フレンド伝道の責任者であったギルバート・ボールズの自叙伝と、ミッション・ボードの議事録と『月報』などに排日移民法への反応を追う。なお本論はフィラデルフィア・フレンドの日本伝道の歴史を太平洋戦争まで追う作業の一環として排日移民法を取り上げるものであるが、アメリカのプロテスタント教会と排日移民法の関係については、宣教師や諸教派の全国的連合組織についての研究が散見するのみで、特定教派の動きを精査した研究は菅見によれば見当たらず、これを補う一助となればと考えている。

## Pre-Construction

日米関係の悪化は排日移民法成立以前から、日本フレンド伝道を支援するフィラデルフィア・フレンドたちの懸念するところとなっていた。外国伝道協会が年会にミッション・ボード設置を要請した理由の一つは、国際政治における日本の位置付けであった。日本がすでに脅威とみなされていたことは、外国伝道協会が発行した募金パンフレットにも伺える。第1次世界大戦後、外国伝道協会は日本フレンド伝道の施設拡充を目的として特別ファンドの募金を始めたが、この募金用のリーフレットは“A Work of Pre-construction—to aid in ending the ‘next war’ NOW”と題されて

いた。このなかで日本フレンド伝道の主任宣教師、ギルバート・ボールズは、世界大戦を阻止できなかったという自責の念からフレンドはヨーロッパの救援と再建に尽力しているが、東洋に目を向けると、そこにはすでに戦争の火種があると警告を發した。そしてフレンドはヨーロッパのことばかり心配せず、世界情勢を把握した上で、東洋に目を向けるべきであると主張した。<sup>2)</sup> おそらく“Pre-construction”とは戦争予防のために日米関係を改善、強化することを意味したのであろう。すでに外国伝道協会時代から、日米の緊張関係が認識されていたのである。

このリーフレットは1920年頃のものと思われるが、この時点でボールズが日米戦争の可能性もありと予測した、その根拠は一体どこにあったのか。そして国際政治はいかなる状況にあり、日米関係はどうなっていたのだろうか。日清戦争、日露戦争で勝利を収めた日本は朝鮮半島と満州に勢力伸張をはかり、第1次世界大戦後は旧ドイツ領のマリアナ諸島、カロリン諸島、マーシャル諸島の委任統治権を獲得し、さらに山東半島のドイツ利権の継承を主張した。一方、アメリカは米西戦争での勝利によりフィリピンを領有し、ハワイも手中に収めていた。中国についても門戸開放宣言をだし、将来的に自国の利益が損なわれないよう警戒を強めていた。日米関係は日露戦争以降、変化の兆しをみせ始めていたのである。日本とアメリカは帝国主義的領土拡張において後発組だったが、両者の関係はこれまでの友好的なものから、東アジアと太平洋をめぐる覇権を争う関係に転化しつつあった。日本側の立場からいえば、満州諸鉄道中立化提案やワシントン体制において、自国がアメリカにより更なる飛躍の可能性を阻まれているように感じられた。<sup>3)</sup>

そして、ここに新たな要素として、日本人移民の問題が浮上してくる。アメリカで日本人差別が顕在化したのは1906年10月のサンフランシスコ日本人学童差別事件においてであった。セオドア・ルーズベルト大統領により日本人学童隔離措置は撤回されたが、州や地方レベルの差別措置や差別立法を、そして連邦レベルでの差別立法の成立を予防するため、1907年に日米間で紳士協定が結ばれ、日本側が移民を自主規制することになった。規制により日本人移民の数は確かに減っていたのだが、この協定はすでに入国済みの日本人

移民の妻については入国を認めており、子どもが生まれて、実際には日系人の数は増えていた。それゆえ排日運動家には紳士協定が遵守されていないように見えた。日本人排斥の声は止まず、1913年にはカリフォルニア州で外国人土地法(排日土地法)が成立し、日本人移民の土地所有が禁止され、1921年には新土地法が施行され借地までもが禁じられた。<sup>4)</sup>

日本人移民への風当たりが強くなったとはいえ、ここまでの排日運動は地域的に西海岸に限定されたものだった。だが1920年代にはいると、ヨーロッパ人の移民制限を目的とする割当移民法との兼合いで、日本人移民問題が連邦レベルで論じられることになる。アメリカでは1921年5月に暫定的な割当移民法が制定されたが、日本は紳士協定を結んでいたもので、この法律の適用を免れた。しかしながら西海岸の排日論者たちは、1924年に予定されていた長期割当移民法制定においては日本人を完全に排除しようと目論んでいた。排日論者たちの運動が功を奏して、1924年の割当移民法には排日移民条項が含まれることとなり、それまで辛くも移民を許されていた日本人は他のアジア諸国の人々と同様に「アメリカ市民になれない外国人」として門戸を閉ざされたのであった。合衆国最高裁判所はアジア人移民には帰化権がないという判決を既にだしていた。排日移民条項とは、「アメリカ市民になれない外国人」すなわち帰化権のないアジア人の移民を禁止したもので、必ずしも日本人を特定した条項ではなかったが、他のアジアの国々からの移民はすでに全面禁止されていたがゆえ、実質的には日本人対象の排斥条項と理解されたのである。

20世紀に入り、東アジアと太平洋の覇権をめぐる、さらに移民問題をめぐって二重の意味で日米関係に暗雲が漂い始めた頃、フレンド日本伝道を担っていたのはギルバート・ボールズだった。ボールズは1900年に、日本フレンド伝道の責任者として来日した。初代フレンド宣教師ジョゼフ・コサンドとは異なり、フィラデルフィア・フレンド外国伝道協会の意向に忠実で、福音伝道に直接かかわるよりも、日本伝道の監督とフレンド女学校運営の仕事を全うしようとしていた。ボールズはまた19世紀末から20世紀初めにかけて盛んだった海外伝道志願者学生運動(the Student Volunteer Movement)運動の洗礼を受けて宣

教師を志し、その関心は福音伝道ばかりでなく、社会改革運動へと広がっていった。彼はとりわけ平和問題に関心をもっていた。アイオワ州にあるペン大学（現在のウィリアム・ペン大学）に進学したのも、この大学の学長であるベンジャミン・ツルブロッドの講演に惹かれたからであった。ボールズが入学したときには、ツルブロッドは学長を辞してボストンのアメリカ平和協会の事務長に着任しており、第1次世界大戦勃発直前までその職にあった。<sup>5)</sup>

日本でボールズは2つの平和協会の設立に尽力した。ボールズの自叙伝によれば、彼が日本平和協会設立を決心したのは、1906年にツルブロッド博士の編集になるアメリカ平和協会の機関紙『平和論者』を読んでいるときだったという。その後数年間にわたり、彼は博士と個人的にも文通を続けた。<sup>6)</sup> ボールズがキリスト者で衆議院議員の江原素六に平和協会設置を打診した結果、江原を初代会長として日本平和協会は発足した。江原は1909年まで会長職をつとめた。1910年には大隈重信が会長に着任したが、大隈は多忙で、事実上、協会の管理と財務は副会長である阪谷芳郎に委ねられた。日本平和協会には江原、大隈、阪谷ばかりでなく、渋沢栄一、島田三郎、尾崎行雄、新渡戸稲造など政財界と言論界の有力者たちが名を連ねていた。<sup>7)</sup> ここで得られた人脈を活かすべく、ボールズは次に在日アメリカ平和協会（the American Peace Society of Japan）の設置に乗り出した。在日アメリカ平和協会の創設は1910年のことで、アメリカ人の実業者や教育者、宣教師などに個人的に声をかけたのが始まりとなった。ボールズによれば、この平和協会の目的は、アメリカ人実業家と日本平和協会のメンバーに出会いの場を提供し、お互いに交流を深め、自由に意見交換してもらうことだった。在日アメリカ平和協会は初期には東京で昼食会を開催し、ここには東京や横浜ばかりでなく、ときより神戸からもアメリカ人実業家が参加したという。そしてこの人脈が後に日米協会や日本国際連盟協会外国部会の設立に活かされたのである。<sup>8)</sup>

ボールズはこの2つの平和協会を繋ぐ役割を果たしていた。彼は日本平和協会では英語を使う秘書として働き、他方で在日アメリカ平和協会の秘書を務め、英語の機関紙を編集していた。そして排日運動が生じたとき、これらの平和協会を通して、

日米の相互理解をはかろうとした。ボールズは最初の恩賜休暇（1908年7月から1909年9月まで）の間に、シアトル在住の兄、エリヒューを訪問した際、公開集会に参加し、アメリカ人の排日運動を知ることになる。その後、ボールズは一貫して排日運動反対の活動を展開した。<sup>9)</sup> 1913年にカリフォルニア州で外国人土地法が成立し、日米間で移民問題が先鋭化したとき、日本平和協会と在日アメリカ平和協会の有志たちは具体的な活動を開始した。ボールズは共同調査委員会を設けることを提案し、それぞれ代表者15名からなる日米関係調査委員会（the American-Japanese Relation Research Committee）が結成され、1915年2月9日に第1回会合がもたれた。1917年には日本平和協会と在日アメリカ平和協会は日米関係調査委員会の成果を公表する場として、「通信公表機関」を共同で設けたのであった。<sup>10)</sup> とりあえず、ここではボールズの関わった2つの平和協会が後に親米派と親日派の牙城の一つとして機能した可能性を指摘しておきたい。

ボールズは青年時代から世界平和に関心を抱いていた。そしてフレンド宣教師として日本に赴任し、日米関係の悪化を身近にしたとき、平和協会を足場に国際協調や国際理解を促進し、問題解決の糸口を探ろうとした。フレンド宣教師としての最初の任期中に、ボールズがいかに人脈を形成し、日本の政財界の有力者たちと既知を得て、ともに平和協会を結成するに至ったか細部については不明である。しかしボールズは早い時期から、日米関係の行く末を案じ、行動を開始していた。“A Work for Pre-construction”が書かれたのは、まさにアメリカで排日運動が全国化しつつあったとき、そしておそらく日米間で軍縮が話題にのぼり始めた頃であった。すぐに日米開戦には至らなかったものの、その後、ボールズが危惧していた問題が顕在化した。すなわち1924年に排日条項を含む割当移民法すなわち排日移民法が制定されたのである。<sup>11)</sup>

### ミッション・ボードの動向

ミッション・ボード資料で最初に排日移民法に言及されているのは1924年2月8日の執行部（the Executive Board）議事録で、これは執行部委員の一人であるウィリアム・B・ハーベイの問題提起によるものだった。日本政府がアメリカ

政府にあてた他国と平等の移民割当を求めるアピールが注目された。そして他の出席者からは、ネブラスカとカリフォルニアのフレンドたちが国会に公正さを要求し活動しているという発言があった。さっそくボードとフィラデルフィア年会の2つの委員会—代表委員会 (the Representative Meeting) と平和委員会 (the Peace Committee)—から代表者をだしてもらい、委員会を構成するというハーベイの計画がこの会議で承認された。<sup>12)</sup>

翌月には、ハーベイと他の年会メンバーが国会の公聴会を聴いた旨が報告された。<sup>13)</sup> このときギルバート・ボールズは恩賜休暇でアメリカに滞在中で、これに加わった。彼は排日移民法案の公聴会の全てに出席したという。自叙伝のなかでボールズはこの法案の攻撃対象は日本にあったと分析し、アメリカ人のほとんどがこの移民法に無関心だったことを指摘している。さらに次のように公聴会について記している。

東洋部分に関する上院委員会の公聴会では、サンフランシスコの商工会議所から届いた一通の電報を別にして、殆んど一つの反対しかありませんでした。それはフィラデルフィアの友会徒であるウィリアム・ハーベイと、日本から来ている三人の宣教師、シュナイダー、ガリック、ボールズからのものでした。<sup>14)</sup>

「ガリック」とはアメリカン・ボードの宣教師だったシドニー・ギュリック (Sidney L. Gulick) に他ならず、排日移民法案反対の、そして後には排日移民法修正運動の中心人物だった。そして「シュナイダー」はアメリカ・ドイツ改革派教会宣教師のデイビッド・シュネーダー (David B. Schneder) で、彼も日米の相互理解と、日系移民排斥問題で国際正義を訴えていた人物であった。<sup>15)</sup>

下院と上院の両議会で可決され、クーリッジ大統領の署名を得て排日移民法が成立したのは1924年5月で、同年7月1日から施行されることになった。公聴会から可決に至るまでの間、4月2日にはチャールズ・W・アイグルハート (Charles W. Iglehart) を招待しフィラデルフィアで特別集会がもたれたが、このときボールズは日本人が人種問題に非常に注目していることを告げた。<sup>16)</sup> しかし排日移民法は制定されるに至り、

6月13日のミッション・ボード執行部定例会では、ジュリア・コリンズにより日本人フレンドに遺憾の意を伝えることが提案された。議事録には以下のように記載されている。

Julia C. Collins suggested that we send a loving greeting by letter to Japanese Friends, in view of the possible hard feeling which may arise from the Immigration Act. We desire a friendship with them too deep to be uprooted by such an incident. The almost universal condemnation of the Act by newspapers shows it is not the feeling of the country.<sup>17)</sup>

プロテスタント教会とアメリカのなかでも地域的に東部では排日移民法への反対が強かった。<sup>18)</sup> それゆえ新聞では排日移民法反対の声のほうが一般的だとコリンズが考えていたのは無理からぬところであった。まして彼女は婦人外国伝道協会時代から日本伝道を支援し、外国伝道協会に名称が変わったときも、そして日本伝道が年会ミッション・ボードに移譲されてからも、日本フレンド伝道のホームベースの指導者として幾多の困難を乗り越えてきた。それだけに日本への思い入れと日米友好の願いは大きかったのであろう。コリンズとハーベイ、そしてミッション・ボードの書記であるマーガレット・ローズが指名され、日本人フレンド宛ての文書を用意することになった。

7月と8月はミッション・ボードは夏休みに入り、具体的な活動の記録はない。夏休み明けの9月の定例会で、ミッション・ボードの執行部はウィリアム・アクスリング (William Axling) の *Japan Wonders Why* (1924)<sup>19)</sup> を100部購入し、ゼネラル・ボードのメンバーに配布することを決定した。ゼネラル・ボードは執行部と各月会に設置されたローカル・ボードの代表者から構成されており、パンフレット配布によって、排日移民法の情報を年会メンバーに流そうとしたのである。アクスリングはバプチスト派のアメリカ人宣教師で、1901年来日。病気のため一時帰国していた期間はあったものの、滞日期間も長く知日派の宣教師として知られていた。彼はアメリカ合衆国のプロテスタント諸教派連合体である全米キリスト教会評議会 (the Federal Council of the

Churches of Christ in America)の下部組織である国際正義親善委員会(the Commission on International Justice and Goodwill)の依頼を受けて、この冊子を著わした。(ちなみにこの委員会の中心人物は先に名前の出たキューリックであった。)

アメリカで排日移民法に反対したのは国際協調派とプロテスタント教会、そして金融界、産業界の指導者たちだったと言われているが、<sup>20)</sup>ここではプロテスタント教会を代表する見解として、アキスリングのパンフレットの内容を紹介しておく。アキスリングによれば、排日移民法支持者たちの主張は広く報じられているものの、日本側の見解を知る機会是一般的なアメリカ人にはあまりなかった。そこで彼は日本側の立場に立ち、排日移民法案の根拠となっている事実誤認を明らかにしようとする。そのうえで日本の各界代表者の反応を紹介し、アメリカ国民の良心に訴え、最後に移民法修正に向けてこれから採るべき道を示そうとした。

まずアキスリングは日本に対する誤解と偏見を解くために、8項目にわたって排日移民法案の背景にあった事柄を精査する。日本が移民を受け入れていないこと、外国人の帰化を認めていないこと、そして日本では外国人の土地所有と長期借地が認められないことについては、いずれも否定した。さらに日本人にアメリカ合衆国への帰化を認めない強い根拠として、日本人が血統に基づき国籍を得るがゆえ、出生地を原則に国籍を与えるアメリカのやり方で、アメリカ生まれの日系人が2重国籍を取得することに対しては、国籍認定の根拠が異なるがゆえに生じる問題であり、これについては日本政府が見直し中で、善処される予定であることを明らかにした。次に、移民法批判は内政干渉にあたるとの見解に反論する。日本人は移民枠の設定はアメリカの内政問題であり、日本が干渉すべきではないのは十分に自覚している。しかしながら、日本はアメリカを移民先と考えているわけではなく、紳士協定に基づきすでに移民の自主規制を実施している。日本は人種を理由に移民枠から外されるのに抗議しているのである。他国と同様な2パーセントの移民枠は実数で年間146名にすぎず、これはアメリカに不利益をもたらす数値ではない。人種を根拠に、日本人を移民枠から外すことは日米の友好関係を阻害することになるとアキスリングは説明した。<sup>21)</sup>

次にアキスリングは日本人有力者の排日移民法への反応を紹介している。ここでコメントが引用されているのは、日本の政治指導者と官僚、財界人、知識人、キリスト教界の教会指導者と俗人指導者たちで、多くが渡米経験をもつ、むしろ親米派の人々だった。アメリカへの失望を語る一方で、彼らの多くはアメリカの良心に望みをつないでいた。彼らはアメリカとの出会いや滞米経験に言及し、現在のアメリカは昔日のアメリカとは異なり、排日移民法制定は民主主義国家アメリカにとって逸脱行為であるとみなしていた。そしてアメリカの国会と一般人をあえて区別し、あらためて後者に期待感を示したのである。さらに国際政治の面では、アメリカは国際連盟加入こそしなかったが、これまで国際協調路線に沿って外交を展開し、ワシントン軍縮会議を主催した。ところがここで一転して、日米関係悪化を招くのは必須であるのに、排日移民法を可決したことに、これらの日本人指導者たちは当惑を隠さなかった。彼らの多くが指摘するところでは、これは2つの点で世界平和を脅かすことになる。第一に、人種偏見と人種差別が改まらないことにより、世界で人種間の闘争が始まり、西洋対東洋の対立構造を導く。次なる問題は、日本の国内政治への影響で、日本では民主主義や国際協調を重視するリベラルな政治思想の代わりに、軍国主義が拡大する可能性が高くなることだった。政財界の指導者以外に、キリスト教界の牧師や俗人指導者たちのコメントも取り上げられていたが、彼らは一様に排日移民法はキリストの教えに反しており、キリスト教の世界宗教としての質が問われていると訴えたのだ。<sup>22)</sup>

以上の日本人指導者たちの証言を踏まえ、日本人の反応は怒りというよりも「友がルールを守らなかった時に感じる深い失望と激しい悲哀」であるとアキスリングは説明する。人種差別は日本人の国民感情に「刀剣のように突き刺さる」のである。それでも彼らはアメリカ人が排日移民法によって生じた深刻な事態を悟り、これを解決してくれることを願っていると日本側のアンビバレントな思いをアキスリングは次のように総括した。

This insight into Japan's heart reveals the sobering fact that her reaction to America's exclusion move is not so much resentment as it is the dire disappointment and poi-

gnant grief that a friend feels when a friend has failed to play fair. Discrimination against her on racial grounds goes like steel to her soul.

Moreover, in this baring of Japan's heart, there echoes and re-echoes a hope that refuses to die, that America will yet sense the serious situation created by this legislation and right the wrong which she has committed against a friend of seventy years.<sup>23)</sup>

さらに日本は自国のことだけ考えているのではなく、排日移民法を太平洋地域の将来や西洋と東洋の関係、白人と黄色人種との関係において問題視しているのだとアキスリングは強調する。極端に言えば、排日移民法は白人の黄色人種への挑戦で、黄色人種に団結すべき時を告げていると思われるでも仕方ないという。とりわけアキスリングには日本のリベラリズムに与えた影響が気がかりだった。民主主義と国民の権利を尊重し、軍国主義に反対して、友好的で平和な国際関係を希求する日本のリベラル派の運動がかなり勢力を伸ばしていたにもかかわらず、排日移民法はこれを後退に導く。しかもそのリベラリズムの範を示したのはアメリカに他ならなかった。アメリカはこの排日移民法を通して日本のリベラル派指導者たちを裏切り、反動的な動きを復活させ、軍国主義者や国粹主義者にエネルギーを与えることになるとアキスリングは解釈した。<sup>24)</sup>

そして最後にアキスリングはリンカーンの“Nothing is settled until it is settled right.”の言葉に言及して、排日移民法問題を公正に解決する必要を訴え、まず日本に移民割当を与え、そして帰化法を改正し、人種を問わず適格な者に市民権を付与すべきことを主張した。国会は国民の僕であり、国民を支配するものではないと語り、一般市民に国会議員たちへの働きかけを促し、具体的には1927年の移民割当法の見直しを視野に入れて運動を展開しようと協力を訴えたのであった。<sup>25)</sup>

ところで *Japan Wonders Why* に紹介されている日本人指導者たちの主張は、人種による移民制限に反対する立場を唱え、ときに人種対立や東洋と西洋の戦争の可能性に言及しながらも、他のアジア人にも平等に移民枠を求めるわけではなく、

日本人の特別扱いを求める立場だった。実質的には必ずしもアメリカを日本人の移住先として死守したいというわけではなく、言わば大国となった日本の体面を慮っていたのである。一方、アキスリングに代表される親日派のアメリカ人は人権や人種平等に基づく主張というよりも、国際政治のなかで、現況のとりあえずの平和を維持するために、欧米の列強に追いつこうと近代化を急ぎ、いまや対等な力をもってきたアジアの強国のプライドを傷つけるのは賢明ではないという判断であった。そもそも両者には割当移民法の根底にある人種偏見そのものを問う問題意識は欠落していた。この点で彼らの移民制限反対は、大国間における平和の取引の感があった印象はいなめない。<sup>26)</sup>

ここまでの資料を見る限り、人種平等を説くフレンドのミッション・ボードであっても、この時点ではアキスリングと同様に、とりあえず日本の味方であることが優先されたと考えられる。排日移民法への関心は制定後、アメリカにおいて急速に沈静化していったのであるが、このミッション・ボードにおいても然りであった。*Japan Wonders Why* の配布以降、議事録には排日移民法について積極的な取り組みは記載されておらず、ボードとして一貫した活動はなかったようである。そして後述するように、ウィリアム・ハーベいの報告が散見するのみとなる。

## 宣教師の反応

次に日本に滞在していたフレンド宣教師の反応をみてみよう。排日移民法案に対し、在日フレンド宣教師を構成員とするフレンド外国伝道委員会 (the Friends Foreign Mission Committee) は、以下の反対決議を下した。

From the beginning of the history of the Society of Friends, they have taken a stand, not only in theory but in practice, against all race discrimination. The present bill hurts us more than it does the Japanese, for we bear what we feel is a just reproach on our nation.<sup>27)</sup>

フレンドは開教以来すべての人種差別に反対してきたがゆえ、排日移民法は日本人以上に、在日フレンド宣教師たちを失望させたのだった。

個々の宣教師のレベルでも母国アメリカへの反発は強かった。とりわけ戦前・戦後と長きにわたり日本伝道に従事した2人の女性宣教師—イデス・シャープレスとエステル・ローズ—は母国の行為に当惑あるいは失望した。手紙の書かれた正確な日付は不明であるが、イデス・シャープレスは排日移民法制定後まもなく、以下の手紙をミッション・ボードに寄せている。

The events of the past month have been one of the sad experiences of my life. What else could they be for those who have a double nationality, as we here have? Through it all, I have no feeling but gratefulness for the treatment accorded this American by Japanese Friends and the public at large. And I know that God is here working in the hearts of the people of Japan, and that He will override the obstacles which loom so large now, if we will but continue in well-doing. The year at home still seems very fresh in my mind, and full of encouraging memories. If I did not have in my mind a picture of America as I saw it then, to correct the picture I get in the newspapers now, it would be much harder to go on. But there is a cloud of witnesses in both countries to God's transforming power, and some day it must bring men everywhere to a realization of human brotherhood.<sup>28)</sup>

排日移民法制定は自分の人生において悲しい出来事の一つだとシャープレスは語る。彼女は当時水戸にいて、伝道活動の一環として女学生用宿舎を運営していた。同国人があまりいない地方都市にあって、反米感情の高まりに彼女が不安を感じていたことは想像に難くない。シャープレスは日本人フレンドと一般の日本人がこれまでと同様な態度で接してくれていることに感謝し、現在の暗雲が消え去ることを願っていた。恩賜休暇を終えて日本伝道に復帰したばかりのシャープレスは故国の思い出が鮮明だっただけに、公然と人種差別的措置を立法化する行為に違和感を覚え、新聞の報じるアメリカの排日移民法制定過程がにわかには信じられなかったのであろう。

ミッション・ボード『月報』の発刊は1924年6月のことで、排日移民法はさっそく3号から5号にわたって論じられた。読者たちは日本にいるフレンド宣教師たちのことが心配であろうからと、『月報』は公開を前提としたものではないがと断った上で、宣教師たちの無事を告げるエステル・B・ローズの2通の手紙を紹介した。6月15日の手紙は、今のところ反キリスト教感情はみられないものの、日本のキリスト教界では独立志向が強まっていることを指摘していた。植村、内村、小崎などの指導者たちはこの排日移民法問題を、日本の教会をアメリカの教会のコピーではなく、より日本的にする機会にしようと、あらゆることを試みている。その結果、最近、反アメリカ的な記事を新聞でみかけるようになったとも語っていた。そしてエステルは関東大震災の救援活動を通して得た評価を今回の法律制定でアメリカは失ったことを指摘した上で、“... but it may be good for the Japanese to realize that we aren't so much better than they are.”と手紙を続けた。日本人は排日移民法の問題を通して、アメリカ人が特に優れているわけではないのが分かって良かったという見解は、次の6月29日の手紙でも繰り返される。エステルは、日本人はアメリカ人よりも非抵抗の姿勢を身につけており、礼儀正しく、宣教師たちが安全であることを告げた。しかしながら一部の者たちが騒ぎを起こしているのを否定せず、エステルは“Of course there are a few who are excited, and we have lost respect, as we are no longer members of a nation whose ideals can be admired. As Americans we have no longer prestige, but everybody is taken for what he is worth.”とコメントを加えた。<sup>29)</sup> エスターによれば、アメリカは排日移民法制定により、自らの理念を否定したがゆえ尊敬を失ったが、それだけの国なのであるから仕方ないのであった。シャープレスが母国アメリカの行為に当惑していたとすれば、エステルはアメリカの限界を客観視し、率直に言葉にしたといえるだろう。

排日移民法の問題点をより分析的に紹介し、今後の方向性を示した宣教師もいた。先述したように、かねてからボールズは平和協会の活動を通して日本の政財界の有力者たちと交流し、日米親善に努力していた。さらに移民法の公聴会の全てに出席している。それゆえ他の宣教師以上に排日

移民法制定過程に精通し、意見もあったであろう。ボールズは恩賜休暇を終え9月末には日本に戻り、『月報』に便りを載せた。この手紙は関東大震災後の様子を知らせるとともに、排日移民法成立後の日本人たちの態度を以下のように伝えていた。

So far we have met with nothing but kindness from the Japanese people—though deep in their hearts lies ever the sense of the great injury which they believe their best friend (the American people) has done them. Only jingoes and inexperienced people talk in terms of war, but the Exclusion Law has made many-fold more difficult the task of the Japanese workers for peace and friendship with America and with China. The greatest danger lies in China, as the strain between America and Japan has made much more difficult the achievement of real Japanese and American co-operation in the Orient. But outwardly the people are just the same. It seemed perfectly natural for my neighbor on the train to take a pear from his basket and after peeling it offer it to me.

汽車で隣合わせた乗客とのふれあいに言及しながら、これまで最良の友だと思っていたアメリカ人に深く傷つけられたにもかかわらず、日本人たちが親切に接してくれていることをボールズは語る。そして排日移民法がアメリカや中国との平和と友好を求めて働いている日本人たちの運動を困難にすることと、東洋において日米協力が達成されないと、中国が危険な状態に陥ることを指摘している。その上でボールズは、日本人の誇りを回復させるために今後の方策として、次のいずれかを採るべきことを示唆した。一つは日本に移民割当を与えることであり、もう一つは現在の帰化法を改正して「日本人(とその他の東洋人)」に市民権を与えるようにすることであった。最後にボールズは、アメリカ人と協力して排日移民法に端を発する現在の日米関係悪化を改善しようとしている日本人がいることを読者に強調した。<sup>30)</sup>

「移民問題」という表題を掲げ、排日移民法反対の論陣を張ったのは、むしろエスター・B・ジョー

ンズの方であった。『月報』第5号(1924年12月)において、排日移民法はすでに遠い過去の問題であり、日本人はこの法律にじきに慣れてしまわうだろうとアメリカ人の多くは考えているが、そうではないとジョーンズは強調する。人種偏見に基づいて法律が制定されたこと、そして法律により日本人が他国よりも劣った地位に置かれたことが問題の本質であると以下のように指摘した。

For years Japan has been struggling in educational, political, diplomatic, economic and financial lines, and inevitably in military lines, too, to come up to a place of real equality and brotherhood among the family of nations. Her seat at the table of the Peace Conference and then at the League of Nations; her invitation to the Washington Conference; and the marvelous world-wide sympathy showered upon her after the dire catastrophe of the earthquake, made her feel that she really was one of the family of nations. Now not just one State, but the whole country of the United States, her nearest and she thought dearest neighbor, has turned on her and slammed the door, saying, "You are not worth treating as the rest of the nations, large and small are treated. You and China and India must go together. Undesirable aliens, ineligible to citizenship, that is your real status." Japan, hurt deeper than her Oriental self-control will ever let her show, turns elsewhere for her friends.<sup>31)</sup>

長年にわたり日本はアメリカ、そしてヨーロッパ列強との平等を求めて、政治、経済・財政、外交、教育、軍備において努力を重ねてきた。その結果、ベルサイユ条約や国際連盟加入、ワシントン会議への参加要請を受けて、一等国への仲間入りを果たしていたところ、ところが最大の友好国であると思っていたアメリカから攻撃され、日本は中国やインドと同様で、他の国々と同等には扱えないと、日本人は市民権が認められない好ましくない外国人であると言明された。そうなるとうんざりを傷つけられた日本は他国に友好を求めることになる。



他国のプライドを傷つけるようなことをアメリカの国会は決議したりしないと弁解するカリフォルニアの下院議員もいるが、日本外務省の移民問題に関する白書によれば、アメリカの国会議員たちは事情を知りながら、排日移民法を決議するに至っている。そこでジョーンズはアメリカ人の多くは排日移民法を支持しているわけではなく、移民割当が日本に適用された場合、その数は142人（通常は146人と算出されている）足らずで、これは日本人移民を脅威と感じるほどの人数ではないことを指摘する。そして最後に「我々、普通のアメリカ人」がなすべきこととして、1927年に移民法改正が審議される時、日本に関係する条項を改正するか、あるいは日米関係を阻害しないような条約をあらたに設けるように見守ろうと以下のように提案した。

Do we ordinary Americans care about this thing which is placing so sad a blot on an international friendship rooted on economic interdependence and proximity? If we do, let us see to it that in 1927 when the Immigration Bill comes up again for revision or alteration of necessary, either the clauses referring to Japan be changed, or some treaty entered into which will lessen and make forgettable this hurt to a friendly power.<sup>32)</sup>

ジョーンズの主張においては、先に紹介したアキスリングと同様に日本の体面と日米友好関係が最重要課題であり、割当移民法に潜む人権や人種問題が根本的に問われているわけではなかった。10年の在日経験をもつジョーンズは、日本が中国やインドと一括りにされることに抵抗感をもった。それはアジアの優等生たる日本を高く評価するあまり、日本人のアジア諸国への差別意識をジョーンズも共有していたことを物語る。

フレンド宣教師たちは日本に同情するとともに、母国アメリカの行為に疑問を感じた。そしてアメリカの国会決議とアメリカの民意は異なることを強調するなかで、1927年の移民法改正に望みを繋いだのである。

## おわりに

第3回目の恩賜休暇を終えてギルバート・ボールズが再来日したのは1924年9月のことだった。排日移民法案可決からアメリカを離れるまでの期間、ボールズは西海岸を中心に全国を回り、私的な懇談において、あるいは会議において、重要な働きをした。排日移民法への関心は高まっており、これから1年間、全国キャンペーンを実施すれば、アメリカ国民の考え方は確実に変化するであろうとボールズは楽観的な見解をミッション・ボードに伝えている。<sup>33)</sup> しかしながら事態は好転せず、1927年の移民法見直し時にも期待した結果は得られなかった。

宣教師も日本伝道支援者たちも善意の人たちであり、排日移民法制定後は民間レベルの日米親善で日米関係の亀裂を埋めようと心がけた。ミッション・ボードの書記であり、『月報』の編集者でもあったマーガレット・W・ローズは排日移民法制定の責任は合衆国という国家ばかりでなく、フレンドにもあると言明し、日米関係の悪化を阻止する努力をホームグラウンドの日本伝道支援者たちがすべきことを訴えた。大統領は移民法のことはずでに終わったといっているが、そうではない。一部の者たちがこれからも人種偏見を露わにすることであろうが、そのようなとき我々は“Christian good-will”で対抗しなければならないとマーガレットは主張した。<sup>34)</sup> さらに1926年11月12日の執行部議事録には、ミッション・ボードのメンバー（エドワード・C・ウッド）がクック旅行社のツアーでフィラデルフィアを訪問していた総勢24名の日本人たちとの交わした会話の記録が残されている。この日本人たちと排日移民法について議論したところ、そのうちの一人から“... we understand there is quite a difference between the government and people.”との発言があり、ウッドはこのグループに新約聖書を5冊プレゼントしたという。国会決議とアメリカ国民の見解の間には落差があるというのは、まさに宣教師とボードが発信していた情報に他ならず、これを聞きウッドは安堵したのだろう。ウッドはボードの定例会でこの体験を話し、共感を得た。ボードの会長であるロイド・ボルダストンも同様な例を語り、排日移民法の影響を相殺できるような機会は積極的に活用すべきことをメンバーに勧めたのであ

た。<sup>35)</sup> またフレンド宣教師として2年間ほど日本伝道に関わったヒュー・ボートンは、日本滞在を志願した理由の一つとして排日移民法によって生じた傷を癒すことを挙げていた。<sup>36)</sup>

このようにフィラデルフィア・フレンドは排日移民法に批判的な態度を取り、これによって生じた日米関係の悪化をできるだけ抑えようとした。一方、日米親善を物語る断片的なエピソードは存在したもの、ボードとして積極的に排日移民法改正に取り組んだ記録は、ミッション・ボードの議事録にはほとんど残されていない。唯一、ウィリアム・ハーベイだけは排日移民法改正に向けて活動していた様子で、1926年から1934年までの間に7回ほど報告が確認できる。このうち1929年の夏から秋にかけてハーベイはアジア諸国に移民割当を認める移民法改正に向けて特に積極的に活動していた。そしてミッション・ボードは11月8日の執行部定例会で、彼の運動を最後まで支援することを確認している。<sup>37)</sup> しかしながらハーベイは、日本人フレンドで当時、ニューヨーク総領事館に勤務していた澤田節蔵の忠告を受け、その活動を差し控えることを余儀なくされた。澤田はこのとき移民法改正活動は西海岸の排日家たちの態度を硬化させ、逆効果になることを指摘したのだった。<sup>38)</sup> ここでミッション・ボードは国際政治上の駆引きやアメリカの国内政治の複雑さを知ることになる。それ以降、ミッション・ボードは排日移民法への関与をほとんど止めてしまったのである。

## 註

- 1) フィラデルフィア・フレンドの海外伝道組織の結成と組織変遷については、拙稿、「フィラデルフィア・フレンド婦人外国伝道協会の誕生」『山梨県立女子短期大学紀要』33(2000)、73-86; 「婦人外国伝道協会から外国伝道協会へ」『同紀要』34(2001)、85-92; 「フィラデルフィア年会ミッション・ボードの結成」『同紀要』37(2004)、13-23.
- 2) Gilbert Bowles, "A Work of Pre-construction," not dated.
- 3) 1910年代と20年代の日米関係については、細谷千博編『日米関係通史』(東京大学出版会、1995年)、52-109; 麻田貞雄『両大戦間の日米関係』(東京大学出版会、1993年)を主に参照。
- 4) 排日運動および排日移民法については、有賀貞他著『NIRA 研究報告書 日米関係におけるエスニシティーの要素』(総合研究開発機構、1995年)、33-49; 三輪公忠編著『日米危機の起源と排日移民法』(論創社、1997年); 蓑原俊洋『排日移民法と日米関係』(岩波書店、2002)を主に参照。
- 5) ギルバート・ボールズ「ギルバート・ボールズ自叙伝」『友』111号(昭和46年2月20日)、7; 114号(昭和46年8月10日)、7。
- 6) 「自叙伝」『友』114号(昭和46年8月10日)、7。
- 7) 坂口満宏「国際協調型平和運動」『キリスト教社会問題研究』33号(1985)、118、122-23。
- 8) 前掲、「自叙伝」『友』126号(昭和48年8月20日)、8。
- 9) 「自叙伝」『友』122号(昭和47年12月20日)、7; 131号(昭和49年8月20日)、8。
- 10) この通信公表機関は1921年には国際奉仕機関(the International Service Bureau in Japan)と名称変更し、1925年まで存続した。しかしながら2つの平和協会は、1920年1月の国際連盟発足にともない解散した。坂口満宏「国際協調型平和運動」、129。
- 11) ボールズは国際問題や日米関係、排日移民法について著作をほとんど残していない。自叙伝において、彼は自分の得意とするところを問題提起と人脈づくりと語っているが、彼は黒子に徹し、歴史の表舞台で活躍するつもりはなかったのかもしれない。それゆえ同じく日米友好と排日移民法問題に尽力したアメリカ人宣教師でも、シドニー・キューリックやウィリアム・アキスリングほど有名ではない。しかしながら、日米の有力者を繋いだボールズの功績は検討されるべきであろう。「自叙伝」『友』122号(昭和47年12月20日)、7。
- 12) Minutes of the Executive Board of Philadelphia Yearly Meeting of Friends, 2/8/1924. 議事録の日付は月/日/年の順で記載する。以下、Minutes of the Executive Boardと略記。
- 13) *Ibid.*, 3/14/1924.
- 14) 「自叙伝」『友』133号(昭和49年10月20日)、

- 7。
- 15) 「シュネーダー」『日本キリスト教大事典』(教文館、1988)、663。ギュリックと彼の活動については、茂義樹「シドニー・ギュリックと排日法案」同志社大学人文科学研究所編『北米日本人キリスト教運動史』(PMC出版、1991)、552-591を参照。
- 16) Minutes of the Executive Board, 4/2/1924. 「アイグルハート」『日本キリスト教大事典』、10。
- 17) Minutes of the Executive Board, 6/13/1924.
- 18) 『排日移民法と日米関係』、228-232。
- 19) William Axling, *Japan Wonders Why* (New York: Commission on International Justice and Goodwill, 1924). アクスリングについては、沢野正幸『最初の名誉都民アクスリング博士』(燦葉書店、1993)を参照。
- 20) 『排日移民法と日米関係』、228-234; Izumi Hirobe, *Japanese Pride, American Prejudice* (Stanford: Stanford University Press, 2001), 12-13.
- 21) *Japan Wonders Why*, 5-9.
- 22) *Ibid.*, 10-31.
- 23) *Ibid.*, 32.
- 24) *Ibid.*, 32-33.
- 25) *Ibid.*, 34-35.
- 26) 『排日移民法と日米関係』、241; *Japanese Pride, American Prejudice*, 30-31.
- 27) *First Annual Report of the Mission Board of Philadelphia Yearly Meeting of Friends* (1924), 5. なおミッション・ボードの年次報告の発行はこの第1号のみで、その後は年会の各委員会報告と同様に *Extracts of the Philadelphia Yearly Meeting* に“Report of the Mission Board”として掲載されている。
- 28) *Ibid.*, 6.
- 29) *Monthly Bulletin of the Mission Board of the Religious Society of Friends of Philadelphia and Vicinity*, I, 3 (9th mo. 1924).
- 30) *Ibid.*, I, 4 (11th mo. 1924).
- 31) *Ibid.*, I, 5 (12th mo. 1924).
- 32) *Ibid.*
- 33) *First Annual Report of the Mission Board of Philadelphia Yearly Meeting of Friends* (1924), 5-6.
- 34) *Monthly Bulletin of the Mission Board*, I, 3 (9th mo. 1924).
- 35) Minutes of the Executive Board, 11/12/1926.
- 36) Minutes of the Executive Board, 6/8/1928.
- 37) Minutes of the Executive Board, 11/8/1924.
- 38) *Japanese Pride, American Prejudice*, 128.

(2004年12月1日受理)

